

## 南風原町総合保健福祉防災センター（ちむぐる館）利用時の 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

### 1. 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたちむぐる館の利用に関して、利用者及び事業関係者一人一人が対策を行うことを促し、感染拡大予防を図ることを目的とする。

### 2. 対象

一般利用者が施設（健康増進室、ホール、会議室等）を利用して行う会議、講演会、運動等

### 3. 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用者及び事業関係者は、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いに加え、「3密（密閉・密集・密接）」を可能な限り回避することに努める。

### 4. 施設利用が出来ない方

- ① 発熱（微熱）や咳など風邪症状がある方。
- ② 過去14日間以内に発熱や風邪症状が認められた方。
- ③ 過去14日間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方。
- ④ 当ガイドラインを遵守出来ない方。

### 5. 来館者共通の感染拡大予防対策

- ① 必ずマスクを着用する。
- ② 来館前に自宅で体温を測定する。
- ③ 入館時に手指のアルコール消毒を実施する。
- ④ 利用者同士の間隔は2m程度離れること。

### 6. 講演会、会議等における感染拡大予防対策（会場準備・運営）

- ① 参加者へは事前に、来館前に体温測定しマスク着用の上参加するよう周知し、体調不良の場合は参加を控えるよう促す。
- ② 参加者及び主催者の氏名及び電話番号を把握し、名簿を作成する。
- ③ 参加者がいつでも手指アルコール消毒が出来るよう、消毒液を配置する。
- ④ 会場設営に当たっては、対面する講師との距離が2m以上、互いの参加者との距離が1m以上及び対面しないよう席を配置する。
- ⑤ 参加者同士の会話を極力控える。
- ⑥ 定期的に換気を行う。可能であれば常に窓・ドアを開放する。（冷房使用時含む）
- ⑦ 会場においても可能な限り参加者の体温を測定する。
- ⑧ 飲み物については、利用者毎のコップを用意し、利用者同士のコップが共有されないよう対策を講じる。
- ⑨ 施設使用後は参加者の手の触れる物品・部位（椅子・机・手すり・ドアノブ等）をアルコールや次亜塩素酸水等で清拭消毒を実施する。

## 7. 健康増進室における感染拡大予防対策

- ① 健康づくり班において利用者の住所・氏名・電話番号を把握し、名簿を作成する。
- ② 在室する人数は定員の半分（15名）を超えないよう入室制限を行う。
- ③ 利用時間は2時間までとする。
- ④ 利用者がいつでも手指アルコール消毒が出来るよう、消毒液を配置する。
- ⑤ 器具の間は1m以上空け、器具以外の利用者の間隔は2m程度離れて運動する。
- ⑥ 器具利用後はアルコールや次亜塩素酸水等で清拭消毒を行う。
- ⑦ 会話は極力控える。
- ⑧ 常に窓・ドアを開放する。（冷房使用時含む）

## 8. 適用期間

令和2年6月1日から当面の期間とする。

※県内・町内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、適宜本ガイドラインの見直しを行うものとする。

## 9. 行動ポリシーの周知

本ガイドラインをホームページ掲載や施設内掲示等を行うことで、利用者への周知を行う。

## 10. 利用定員及び利用時間

以上を踏まえ、当面の期間は利用時間を2時間をめどとして運営します。  
(以下表を参照)

部屋	定員	利用時間
ホール	200人	2時間をめどとする。 (但し、2時間を超える場合は定期的に換気、消毒を行う。) <b>午前8時30分～午後9時</b>
第1会議室	20人	
第2会議室	20人	
<del>第1・2会議室</del>	<del>40人</del>	
第3会議室	20人	
母子室	40人	
健康増進室	15人	最長2時間までとする ※終了時間を午後5時とする

## 11. その他

上記の他にに関する事項は、「**感染再拡大抑制期間（沖縄県対処方針）**」（令和4年2月21日付）に準じて対応することとする。